

市内で頑張る農畜産業者を応援します！

掛川市新型コロナウイルス感染症対策

農畜産業者応援給付金

新型コロナウイルスの影響で消費の落ち込みなど、経済に影響が出ている中、売上げが大幅に減少し経営に影響を受けている農畜産業者の皆さまを応援するため、対象となる事業主に**最大 20 万円**を給付します。

給付額

最大 **20** 万円

【対象事業者】 次のすべての要件に該当する事業主

- ① 主として農畜産業を営み、市内に主たる事務所又は事業所を有する農畜産業者
※このうち、主として茶業を営む茶経営体にあつては、次のいずれにも該当する方
ア 経営耕地面積が 30a 以上 / イ 令和元年の農畜産物売上高が年間 50 万円以上
- ② 市内で 1 年以上継続して農畜産業を営んでおり、かつ、**今後 1 年以上事業を営む予定**であること。
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響**を受け、それぞれ次の要件をみたしていること。

茶経営体

令和 2 年度の一番茶の売上高と
令和元年度の一番茶の売上高とを比
べて **30% 以上減少**している

その他農畜産業者

令和 2 年 1 月から同年 8 月までのう
ち、いずれか 1 ヶ月（申請対象月）
の売上高が前年同月と比べて **30%
以上減少**している

- ④ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
ア 常時使用する従業員（雇用保険加入者）の数が **1 人以上いる**農畜産業者
⇒ 申請対象月の前年同月の**売上高（一番茶売上高）が 50 万円以上**であること。
イ 常時使用する従業員（雇用保険加入者）が**いない**農畜産業者
⇒ 申請対象月の前年同月の**売上高（一番茶売上高）が 30 万円以上**であること。
- ⑤ 市税に滞納がないこと。（計画的に納付し、完納の見込みがある場合は可）
- ⑥ 掛川市新型コロナウイルス感染症対策小規模企業者等応援給付金の支給を受けていないこと。
- ⑦ 掛川市暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

【給付額】 1 事業主あたり 1 回まで

- ① 常時使用する従業員（雇用保険加入者）が **1 人以上いる**場合 **20 万円**
- ② 常時使用する従業員（雇用保険加入者）が **いない**場合 **10 万円**

【申請受付期間】 令和 2 年 7 月 3 日（金）～ 9 月 30 日（水）まで

【申請先】 掛川市役所 農林課応援給付金担当（掛川市役所本庁 3 階）
〒436-8650 掛川市長谷一丁目 1 - 1

【問合せ先】 掛川市農林課 TEL. 0537-21-1147

【申請方法】以下の書類を掛川市役所農林課へ提出

1	申請書 を入手	給付金の受給には、申請書等の書類が必要です。交付申請書及び経営状況確認書は、市役所農林課（本庁3階）または市ホームページに掲載してあります。
2	申請書 へ記入	次の①及び②に必要事項を記入し、③及び④の書類を用意してください。 ① 交付申請書（様式第1号） ② 経営状況確認書（様式第2号） ③ 売上高の確認書類または税理士（会計士）による確認 ④ 所在地及び事業開始日のわかる書類（登記簿謄本、確定申告書の写し、開業届の写し、法人パンフレット、法人ホームページの写しなど）
3	申請書を 提出	上記①～④の書類が用意できたら、申請期間内に市役所農林課へ郵送または直接提出してください。
4	給付金 を受給	申請書を確認した上で、支給要件を満たした方へ交付決定通知書をお送りし、申請から約1ヶ月後に指定口座へ給付金が振り込まれます。